

「埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学の連携協力協定書」  
に基づく単位互換に関する覚書

埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学（以下、「参加大学」という）は、「埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学の連携協力協定書」（平成30年11月9日締結）に基づき、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次のとおり単位互換に係る覚書を締結する。

（対象学生）

1 本覚書により単位互換ができる学生は、参加大学に在籍している学生とする。

（受け入れ学生の呼称）

2 本覚書に基づき、参加大学が受け入れる学生は、特別聴講学生、あるいは、特別聴講生（以下、「特別聴講学生」という）と称する。

（受け入れ学生数）

3 参加大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じて参加大学間で調整する。

（履修方法）

4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定については、受入大学の規則に定めるところによる。

（授業料等）

5 本覚書に基づき、受け入れる学生は、受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。但し、情報機器使用料、教材費など、実費にて徴収する場合がある。

（有効期間）

6 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和10年3月31日までとする。但し、本覚書の有効期間が満了する6箇月前までに参加大学から改廃についての意思表示がない場合は、3年の期間で延長するものとし、以降も同様とする。

（改廃）

7 本覚書の改廃は、参加大学間の協議によるものとする。

（その他）

8 本覚書の実施に必要な事項は、参加大学間にて協議する。

以上、覚書の証として、本覚書書3通を作成し、参加大学各々1通を保有する。

令和7年2月10日

埼玉純真短期大学 学長

福田 清之郎

平成国際大学 学長

柏木 俊彦

ものづくり大学 学長

國分 泰雄